

寒川町介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年6月2日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町条例第15号

寒川町介護保険条例の一部を改正する条例

寒川町介護保険条例(平成12年寒川町条例第14号)の一部を次のように改正する。

附則第10条第1項中「令和2年2月1日から令和4年3月31日まで」を「令和3年4月1日から令和5年3月31日まで」に改め、「同じ。)が定められている」の次に「令和3年度及び令和4年度」を加え、「令和2年2月1日以後」を「令和3年4月1日以後」に、「同年2月1日」を「同年4月1日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第10条第1項の規定は、令和4年4月1日から適用する。